

## 民法（家族法）改正の早期実現を求める会長声明

選択的夫婦別姓等を盛り込んだ民法（家族法）改正案は、1996年（平成8年）に法制審議会において決定され、法務大臣に答申されているにもかかわらず、現在に至るも法律改正が実現していない。

現行民法の定める夫婦同姓制度のもと、婚姻に際して氏の変更を余儀なくされる者は職業上・社会生活上様々な不利益を被っているところ、婚姻に際し96%の女性が夫の氏に変更していることに鑑みれば、もっぱら氏の変更による不利益を被っているは女性であって、女性の社会進出が進む中、真の両性の平等と男女共同参画社会を実現する上で早急に解決されなければならない。婚姻後も自己のアイデンティティとしての氏を継続して使用する権利の尊重は、憲法に照らし十分に尊重されなければならない。加えて、2006年（平成18年）に内閣府が行った調査の結果によれば、60歳未満の年齢層では男女を問わず選択的夫婦別姓の導入に賛成する者が反対する者を上回っており、選択的夫婦別姓制度の導入については、すでに社会的な合意形成がなされていると認められることから、政府および国会は国民の声を真摯に受け止めるべきである。

また、女性にのみ課される再婚禁止期間、離婚後300日以内に出生した子は前夫の子と推定するという現行民法772条2項の規定は、主に父子関係確定のための規定であるが、科学技術の発達が目覚ましい今日においては父子関係の確認は比較的容易であって、その立法事実はもはや失われたというべきであり、夫婦や家族のあり方が多様化した今日においては、むしろ、これらの規定が障壁となって、戸籍の届出がされない多くの子を生じる等、新たな社会問題を引き起こすに至っている事実を鑑みると、もはや社会の実情にそぐわない規定というべきであるから、速やかに撤廃されるべきである。

さらに、婚外子の相続分差別は、子自身の意思や努力によっていかんともし難い事実をもって差別するものであり、憲法13条、14条及び24条2項に反することは明らかであるから、撤廃されるべきである。最高裁においても、相続分差別を撤廃すべきであるという意見が何度も述べられており、婚外子の相続分差別の撤廃は、もはや国際社会の趨勢でもある。同様に、婚姻年齢の統一も、今や憲法14条から当然に要請されるところである。

日本における民法（家族法）改正の遅れは、度々国連においても問題視されており、特に女性差別撤廃委員会は、2009年（平成21年）8月7日、条約の履行に関する第6回政府報告書に対する最終見解において、繰り返し指摘してきたこの問題に関し、「前回の最終見解における勧告にもかかわらず、民法における婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、及び夫婦の氏を選択に関する差別的な法規定が撤廃されていないことについて懸念を有する。」との見解を公表している。

よって、当会としては、今国会において、選択的夫婦別姓制度の導入を始め、家族法の差別的規定の改正が速やかに実現されることを強く求める。

2010年（平成22年）3月26日

兵庫県弁護士会

会長 春名 一 典